

社会医療法人愛仁会 介護老人保健施設ひまわり
【入所料金表】

1. 介護保険施設サービス費

※単位数×地域単価（茨木市は5級地：10.45円）で算出した費用額です。（※処遇改善加算を含む）

(1)基本サービス費（日額）

（単位：円）

負担割合	1割		2割		3割	
	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室	多床室	従来型個室
1	978	885	1,956	1,770	2,935	2,655
2	1,063	969	2,127	1,938	3,191	2,908
3	1,139	1,042	2,278	2,084	3,417	3,127
4	1,204	1,106	2,408	2,213	3,612	3,319
5	1,263	1,168	2,527	2,336	3,791	3,504

(2)全ての入所者が対象となる加算

※NO5～13は月額費用となります。その他は日額or1回当たりの費用です。

（単位：円）

NO	種類	内容	1割	2割	3割
1	初期加算（Ⅰ）	入所日～30日（急性期医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、老健施設へ入所した場合）	67	134	202
	初期加算（Ⅱ）	入所日～30日	33	67	101
2	夜勤職員配置加算	夜勤職員配置が基準を満たす。	26	53	80
3	栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を配置し、多職種で栄養ケア計画を作成し、食事の観察等入所者ごとの栄養状態の把握、食事調整を実施。	12	24	37
4	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	在宅復帰・在宅療養支援等評価指標及び要件を満たす。	57	114	171
5	科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	入所者の基本情報+疾病・服薬情報等を厚生労働省へデータ提出。	67	134	202
6	自立支援促進加算	医師が入所者ごとに自立支援のために、必要な医学的評価を行い、自立支援に係る支援計画を他職種で策定して支援を実施。	337	674	1,011
7	排せつ支援加算（Ⅰ）	排せつ支援を要する入所者に、多職種協働で支援計画を作成し実施。	11	22	33
	排せつ支援加算（Ⅱ）	上記（Ⅰ）に、評価の結果、改善orオムツなしとなった場合。	16	33	50
	排せつ支援加算（Ⅲ）	上記（Ⅰ）に、評価の結果、改善+オムツなしとなった場合。	22	44	67
8	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	褥瘡発生を予防するため、定期的に計画作成し評価、支援を実施。	3	6	10
	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	（Ⅰ）同様に支援を実施。かつ対象者の褥瘡発生なし。	14	29	43
9	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）	リハビリ計画書を厚生労働省にデータ提出し、フィードバックを受けて自立支援に向けた取り組みを実施。	59	119	178
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）	リハビリ計画書を厚生労働省にデータ提出し、フィードバックを受けて自立支援に向けた取り組みを実施。	37	74	111
10	協力医療機関連携加算	協力医療機関と入所者等の同意を得て入所者の現病歴等を情報共有し、急変時等に速やかに対応ができる体制を整備。	56	112	168
11	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関との連携体制を構築している。（第二種協定指定医療機関との間で）	11	22	33
12	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	診療報酬の感染対策向上加算の届出を行っている医療機関から、感染制御等に係る実地指導を3年に1回以上受ける。	5	11	16
13	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に実施。	11	22	33
14	認知症専門ケア加算（Ⅰ）	認知症の者の占める割合が1/2以上。認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を適正に配置。	3	6	10
	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	認知症の者の占める割合が1/2以上。認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を適正に配置。研修計画を作成し実施。	4	8	13
15	安全対策体制加算	安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制を整備。（入所時に1回を限度）	22	44	67
16	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護福祉士80%以上or10年超勤務の介護福祉士35%以上配置。	24	49	74

17	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	人材を確保して適正なサービスを保つ為、単純に給与改善にとどまらず、適正なサービスの質を保つためにも最低限費用として算定	所定単位数に7.5%を乗じた単位数
----	----------------	---	-------------------

(3)該当する入所者が対象となる加算

※NO29、33は月額費用となります。その他は日額or1回あたりの費用です。

(単位：円)

NO	種類	内容	1割	2割	3割
18	外泊時費用	1月に6日を限度。月をまたぐ場合は12日を限度。	406	813	1,219
	外泊時費用（居宅サービス利用）	上記に加え、居宅サービスを利用。	898	1,797	2,696
19	入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	必要に応じて居宅を訪問し、退所を目的とした計画を策定。	505	1,011	1,516
	入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	必要に応じて居宅を訪問し、退所を目的とした計画を策定し、かつ退所後の生活に係る計画を策定。	539	1,078	1,617
20	試行的退所時情報提供加算	試行的な退所時に、退所後の療養上の指導を実施。	449	898	1,348
21	退所時情報提供加算（Ⅰ）	主治医に診療情報・生活歴等を提供。【居宅へ退所した場合】	561	1,123	1,685
	退所時情報提供加算（Ⅱ）	主治医に診療情報・生活歴等を提供。【医療機関へ退所した場合】	280	561	842
22	入退所前連携加算（Ⅰ）	指定居宅介護支援事業所に対して情報を提供し、居宅事業者と連携し退所後の居宅サービスなどの利用方針を定める。	674	1,348	2,022
	入退所前連携加算（Ⅱ）	指定居宅介護支援事業所に対して情報を提供。	449	898	1,348
23	退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が退所先の医療機関等に栄養管理に関する情報を提供。 ※特別食を必要とする入所者又は低栄養状態の利用者が対象。	78	157	235
24	再入所時栄養連携加算	厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする者を対象に病院又は診療所の管理栄養士と連携。	224	449	674
25	訪問看護指示加算	訪問看護指示書を作成。	337	674	1,011
26	短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	入所してから3カ月以内に集中的なりハビリを実施。	289	579	869
27	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	認知症であると医師が判断し、入所日から3ヶ月以内で集中的なりハビリを実施。※訪問不可の場合は120単位。（通常は240単位）	269	539	808
28	若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症入所者に個別に担当を決め、支援を実施。	134	269	404
29	認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症行動・心理症状あり在宅生活が困難である方を、緊急で受け入れをした場合。	224	449	674
30	認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	認知症の行動・心理症状（BPSD）の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に対応するための取組を実施。認知症指導者配置。	168	337	505
	認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	認知症の行動・心理症状（BPSD）の発現を未然に防ぐため、あるいは出現時に対応するための取組を実施。	134	269	404
31	療養食加算	医師の指示に基づいた食事を提供。（1回 ※1日3回まで）	6	13	20
32	経口移行加算	経口移行計画に従い、栄養管理を実施。	31	62	94
33	経口維持加算（Ⅰ）	経口維持計画を作成し、観察、会議等行い、栄養管理を実施。	449	898	1,348
	経口維持加算（Ⅱ）	上記（Ⅰ）に医師、歯科医師、歯科衛生士、言語聴覚士が参加。	112	224	337
34	口腔衛生管理加算（Ⅰ）	歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上実施し、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を実施。	101	202	303
	口腔衛生管理加算（Ⅱ）	上記（Ⅰ）に、口腔ケアに関する計画等の情報を厚生労働省にデータ提出し、管理の適切かつ有効な実施のために情報を活用。	123	247	370
35	新興感染症等施設療養費	厚生労働大臣が定める感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で介護サービスを提供。1月1回。連続5日まで。	269	539	808
36	ターミナルケア加算1	死亡日45日前～31日前	80	161	242
	ターミナルケア加算2	死亡日30日前～4日前	179	359	539
	ターミナルケア加算3	死亡日前日及び前々日	1,022	2,044	3,066
	ターミナルケア加算4	死亡日	2,134	4,268	6,403
37	緊急時治療管理加算	入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となり、投薬、注射、処置等を施行。（月1回、連続3日まで）	581	1,163	1,745

38	所定疾患施設療養費（Ⅱ）	肺炎、尿路感染又は带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の憎悪について処置等を施行。（月1回、連続10日まで）	539	1,078	1,617
39	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ	老健施設の医師とかかりつけ医が事前に合意し、処方方針に従って減薬する取り組みを実施。 ※入所前の主治医と連携し調整	157	314	471
	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ	老健施設の医師とかかりつけ医が事前に合意し、処方方針に従って減薬する取り組みを実施。 ※施設において調整	78	157	235
	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）	服薬情報を厚生労働省へデータ提出。	269	539	808
	かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）	入所時に処方されている内服薬の種類に比べて1種類以上減薬。	112	224	337
その他介護保険法に基づき、別に厚生労働大臣が定めるもの					

2. 介護保険対象外サービス費

(1) 居住費・食費

(単位：円)

	居住費（滞在費）		食費	合計金額
	多床室	従来型個室		
基本日額	520	1,740	1,850	2,370
				3,590

※多床室は4人部屋 ※食費は朝・昼・夕・おやつの合計額

【減免対象の方の費用負担額】

(単位：円)

利用者負担段階	居住費（滞在費）		食費	合計金額
	居室環境	負担限度額		
第1段階	多床室	0	300	300
	従来型個室	550		850
第2段階	多床室	430	390	820
	従来型個室	550		940
第3段階①	多床室	430	650	1,080
	従来型個室	1,370		2,020
第3段階②	多床室	430	1,360	1,790
	従来型個室	1,370		2,730

※居住費については、外泊中も居室を確保しておりますので、料金をいただきます。

(2) その他の費用 ※希望者のみ必要な費用です

(単位：円)

種類	内容	金額（税込）		
特別な室料	個室	テーブル・椅子・トイレ・洗面等	1日	2,200
	二人部屋	※広さ、設備等は居室により異なります		1,100
日常生活品費	委託業者のアメニティセット ※選択制	1日	220	
教養娯楽費	クラブ活動等の材料代 ※選択制	1回	実費	
喫茶	飲み物代（コーヒー・紅茶・ジュース）※週2回	1杯	150	
写真	発行代	1枚	55	
電気使用料	1人2品まで、充電等一時的な使用は対象外 ※□テレビ □ラジオ □DVD □電気毛布等	1日	55	
		1点		
洗濯料	当施設で洗濯サービスを利用した場合	1回	300	
文書作成 1	入所証明書・領収書等	1通	1,100	
文書作成 2	情報提供書・診断書等		3,300	
文書作成 3	生命保険の書類等		5,500	

2025年7月改訂